

入札説明書

中部地方環境事務所の平成29年度伊勢志摩国立公園横山集団施設地区駐車場等改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年11月27日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所 総務課長 田中 雅国
愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成29年度伊勢志摩国立公園横山集団施設地区駐車場等改修工事
- (2) 工事場所 三重県志摩市阿児町鶴方地内
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成30年3月30日（金）まで
- (5) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に企業の技術力及び技術者の能力等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。
- 2) 本工事は、入札を電子調達システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。
 - ①当初より電子入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て従来の紙入札方式に代えるものとする。紙による入札の承諾に関しては、別記様式4を平成29年12月8日（金）までに6.へ提出するものとする。
 - ②電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は原則として認めないものとする。ただし、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ③以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものとする。
- 3) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 4) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。
- 5) 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつ

て、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 開札時まで環境省における平成29・30年度一般競争参加資格者で土木一式工事B又はC等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 中部地方環境事務所管内(三重県)に建設業法に基づく土木一式工事の許可を受けた本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成14年度以降に元請けとして完成した工事で、次の要件を満たす工事の施工実績を有することとし、建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、環境省発注の工事に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものは除く。

同種工事：自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)における擁壁又は舗装の整備工事

類似工事：上記以外の地域における擁壁又は舗装の整備工事

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
 - 1) 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者であること。
 - 2) 平成14年度以降に元請けとして完成した工事で、上記(5)の同種又は類似工事の施工経験を有すること。(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - 3) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任(監理)技術者は前記2)の施工経験を有するか、または前記2)の施工経験に代えて下記の施工経験を有すること。(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。平成24年度以降に、環境省発注の土木一式工事で主任(監理)技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。また、当該施工経験の環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - 4) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 5) 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成13年1月6日付け環境会第9号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

・株式会社北斗エス・イー・シー

当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の1）又は2）に該当する者である。

1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

2）建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（9）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1）又は2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（10）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（11）以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5. 総合評価に関する事項

（1）評価項目

1）企業の技術力等

A. 企業の施工能力

(a) 同種工事・類似工事の施工実績

(b) 工事成績

(c) 表彰等

(d) 地域精通度（地理的条件）

(e) 地域貢献度（災害時等における活動実績）

(f) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況

B. 配置予定技術者の施工能力

(a) 同種工事・類似工事の施工経験と立場

(b) 工事成績

(c) 表彰等

(d) 継続教育（CPD及びCPDS）の取組状況

（2）総合評価の方法

1) 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 加算点

①上記(1)の評価項目について、下記3)の表で定めるところにより加算点を与える。

②配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者の他に専任補助者（現場代理人との兼務は認める）を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者の評価に替えて専任補助者の施工能力で評価する。なお、専任補助者は4.(6)1)及び2)並びに4)を有する者であること。

3) 施工能力評価型の評価項目及び配点

(ア) 企業の技術力評価（加算点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
企業の施工能力	同種工事・類似工事の施工実績	平成14年度以降に元請として完成した同種工事・類似工事の施工実績	同種工事の施工実績 : 4点 類似工事の施工実績 : 2点 施工実績が無し : 0点
	工事成績	<p>国及び地方公共団体における平成27年度～28年度の工事種別で土木一式工事の成績評定点の平均点(少数第1位四捨五入)</p> <p>評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」(以下:CORINSという。)に企業として登録された工事を対象とする。</p> <p>JV時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。</p>	<p>80点以上 : 6点</p> <p>75点以上80点未満 : 4点</p> <p>70点以上75点未満 : 2点</p> <p>65点以上70点未満 又は成績なし : 0点</p> <p>※申請された工事の工事成績により評価する。なお、複数の工事がある場合は工事ごとに申請する。ただし、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には評価の対象とせず0点とする。</p>

表彰等	<p>平成27年度～28年度（表彰年度）の表彰の有無</p> <p>J Vの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。</p> <p>J Vで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。</p> <p>ただし、表彰を受けた翌日から申請書の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。</p>	<p>表彰有り : 2点</p> <p>表彰無し : 0点</p> <p>【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝状は含まない】</p>
地域精通度（地理的条件）	<p>中部地方環境事務所管内における、建設業許可に係る本店・支店・営業所の所在の有無</p>	<p>本店・支店・営業所が中部地方事務所管内（三重県）に有り : 1点</p> <p>中部地方環境事務所管内（三重県）に無し : 0点</p>
地域貢献度（災害時等における活動実績）	<p>平成27年度～28年度の災害時等の活動の有無</p> <p>〔評価対象の例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応協定(他省庁等も含む)に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績 ・国立公園における自然保護活動 <p>【実績がある場合は事実を証明出来る資料を添付】</p>	<p>伊勢志摩国立公園内の地域において、活動実績有り : 3点</p> <p>伊勢志摩国立公園内の地域において、活動実績無し : 0点</p> <p>※上記に関し、複数の活動実績の申請があっても1つのみ評価する。</p>

	ワーク・ライフ・バランス等(注)の推進に関する取組状況	区分1 ※1 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	3段階目 : 4点 2段階目 ※2 : 3点 1段階目 ※2 : 2点 行動計画 ※3 : 1点 認定無し : 0点 ※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
	※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする	区分2 ※1 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業)	プラチナくるみん : 2点 くるみん : 1点 認定無し : 0点
	※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	区分3 ※1 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	認定あり : 2点 認定無し : 0点
配置予定技術者の施工能力 (複数の候補技術者の実績が提出された場合)	同種工事・類似工事の施工経験と立場	平成14年度以降に元請として完成した施工経験 工事経験と立場の提出は1件とする。	同種工事において、監理(主任)技術者として従事: 6点 同種工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、類似工事において、監理(主任)技術者として従事: 4点 類似工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事: 2点

は能力評価の最低の者を評価する。ただし、専任補助者を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。)		上記、施工経験の工事における立場	主任（監理）技術者又は現場代理人 ：2点 担当技術者 ：1点 ※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。
	工事成績	環境省における平成25年度～28年度の工事種別で土木一式工事の工事成績評定点 【同じ工種区分の4年間の平均成績で65点以上であり65点未満の工事が無いこと】 評価の対象とする工事は、CORINSに従事技術者として登録された工事を対象とする。 JV時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。	80点以上 ：8点 75点以上80点未満 ：4点 70点以上75点未満 ：2点 65点以上70点未満 又は成績なし ：0点 ※申請された工事の工事成績により評価する。なお、複数の工事がある場合は工事毎に申請する。ただし、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には評価の対象とせず0点とする。
	表彰等	平成25年度～28年度(表彰年度)の技術者(工事)表彰の有無 または平成27年度、28年度(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無	表彰有り ：3点 表彰無し ：0点 【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝状は含まない】
	継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況	平成28年度の継続教育における取得した合計の単位を評価する 各協会等が発行する学習履歴証明書の写しを添付すること	平成28年度に20単位以上の取得有り ：1点 平成28年度に20単位未満 ：0点

企業の技術力及び 予定管理技術者の能力の 評価 (加算点)	40点満点
--	-------

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定通知書等の確認

評価の対象とする認定等を証する下記書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）の写しを提出する。

なお、複数の認定通知書等を企業が取得の場合は、5（2）3）（ア）企業の技術力評価（加算点）において下記の①～④で最も配点の高い認定通知書等の写しを提出する。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
※労働時間の基準を満たすものに限る。
- ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- ④ 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定届（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。
- ⑤ 経常又は特定建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれかの認定を記載するもの。

5) 評価値

価格及び上記3)の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)、2)及び3)により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

【参考】 評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

(3) ヒアリングの実施

配置予定技術者へのヒアリングは実施しない。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。上記(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められると

き、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

2) 1) において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

6. 担当部局

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

中部地方環境事務所総務課 担当：富嶋、岩本

TEL052-955-2130 FAX052-951-8889

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該認定を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間：平成29年11月27日（月）から平成29年12月8日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時まで。

②提出場所：上記6に同じ。

③提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により②の場所に提出すること。また、環境省競争参加資格審査結果通知書の写しも同封すること。ただし、電子による入札を希望する場合、提出書類の目録を記載したファイル（様式任意）を電子調達システムにより提出すること。この処理を行わなかった場合、電子調達システム上は提出したとみなされないので、注意すること。また、郵送による提出とする場合は上記期間内に必着とすること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の同種工事又は類似工事の施工実績及び下記2)の配置予定の技術者の同種工事又は類似工事の経験と立場については、平成14年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。ただし、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の同種工事の経験に代えて4.(6)3)の施工経験で競争参加資格申請を行う場合の施工経験は平成24年度以降、かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。なお、「同種の工事の施工実績等」（別

記様式2-1)に記載する工事、「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3-1-1)及び「専任補助者の資格・工事経験」(別記様式3-1-2)の「工事の経験の概要」に記載する工事が環境省発注の工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

1) 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事又は類似工事の施工実績を別記様式2-1に記載すること。なお、5.(2)3)(ア)企業の技術力評価の同種工事又は類似工事の施工実績が判断できる内容を工事概要に記載すること。同種工事又は類似工事の施工実績の件数は1件でよい。

2) 配置予定の技術者

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事又は類似工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3-1-1に記載すること。

なお、専任補助者(現場代理人との兼務は認める)を配置することで主任(監理)技術者の評価に代えて専任補助者の同種工事又は類似工事の施工経験と立場の評価を受ける場合で、主任(監理)技術者の同種工事または類似工事の経験に代えて4.(6)3)の施工経験で競争参加資格申請を行う場合は、別記様式3-1-1の工事の経験概要欄に当該施工経験を記載すること。

専任補助者を配置する場合は、別紙様式3-1-2も記載すること。いずれの場合も記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、主任(監理)技術者は複数の候補技術者を申請できるが、専任補助者については1名の申請とする。

同一の技術者(専任補助者を含む)を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5.(2)3)(ア)の配置予定技術者の施工能力の工事成績の評価において、主任(監理)技術者の評価を受ける場合には、「主任(監理)技術者における工事種別で土木一式工事の工事成績」(別記様式3-2-1)を提出すること。

また、専任補助者を配置することで主任(監理)技術者の評価に替えて専任補助者の工事成績の評価を受ける場合には、「専任補助者における工事種別で土木一式工事の工事成績」(別記様式3-2-2)を提出すること。

なお、いずれの場合もCORINSに従事技術者として登録された工事を対象(JV時及び単体時の工事成績も含む)として該当する工事一件について記載する。

工事の成績が無い場合は提出の必要はない。また、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には5.(2)3)(ア)企業の技術力評価の対象としない。

複数の主任(監理)技術者候補の実績が提出された場合は、配置予定技術者の能力評価(同種工事又は類似工事の施工経験と立場、工事成績、表彰、継続教育)の最低のものを評価する。

ただし、専任補助者を配置する場合は、専任補助者の能力で評価する。5.(2)3)(ア)企業の技術力評価の評価について複数の専任補助者の実績が提出された場合は、専任補助者としての配置は認めない。

なお、正当な理由がなく工事着手時に専任補助者を配置されない場合は、工事成績評定点から5点を限度に減点することがある。

3) 契約書の写し

1)の同種工事又は類似工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事又は類似工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

4) 社会保険等への加入状況確認

4.(12)について確認するため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書の写しを提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年12月13日(水)までに電子調達システムで通知する。ただし、書面により提出した場合は、書面で通知する。

(5) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6.に同じ。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- 1) 提出期限: 平成29年12月19日(火)17時
- 2) 提出場所: 6.に同じ。
- 3) 提出方法: 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成29年12月20日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問(見積りに関する質問も含む)

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

- 1) 提出期間: 平成29年12月13日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時から17時まで。
- 2) 提出場所: 6.に同じ。
- 3) 提出方法: 持参、郵送又はFAXにより2)の場所に提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、平成29年12月15日(金)17時までに、競争参加資格があると確認を受けた者全員に対しFAXで行う。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日 時：平成29年12月21日（木） 11時
- (2) 場 所：〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
中部地方環境事務所 第二会議室
- (3) その他：競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証（取扱官庁中部地方環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札の場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書は発注者名、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。なお、電子調達システムによる場合は、Excel形式で作成を行うこと。
- (3) 工事費内訳書は入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書提出時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出する。
- (4) 入札参加者は押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、支出負担行為担当官（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

【表】

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視でき	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合

る場合を含む。)	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項がかけている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
	(5)	日付に誤りがある場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、電子調達システムによる入札の場合は立会不要とする。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、5.(4)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

17. 低入札価格調査の実施

- (1) 入札の結果、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、開札の後、速やかに予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。なお、「調査基準価格」とは、予定価格算出の基礎となった以下に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額（ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。）をいう。
- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (2) 低入札価格調査の対象となる者は、次に従って低入札価格調査表を提出しなければならない。なお、調査表の内容については、担当者より指示する。また、提出された資料の修正・再提出は認めない。
- ア 提出期限 平成29年12月25日（月）17時まで
 - イ 提出場所 6に示す担当部局
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）
 - エ 提出部数 5部

18. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 17に規定する調査基準価格（以下単に「調査基準価格」という。）を下回って入札が行われた場合は、落札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延長は行わない。
- (2) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、当該業者が中部地方環境事務所管内の環境省発注工事で、過去2年間以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、主任技術者等とは別に、4(6)に掲げる基準を満たす主任技術者等を、専任で1名現場に配置し、工事の施工中は4(6)の主任技術者等を補助し、当該主任技術者等と同様の職務を行うこと。
- ア 65点未満の工事成績評定を通知された者
 - イ 発注者から施工中又は施工後において契約書に基づき修補（軽微な手直し等は除く。）又は損害賠償を請求された者
 - ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
 - エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
- また、上記の主任技術者等を設置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を支出負担行為担当官に通知すること。

(3) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事請負契約書（案）第4条第2項中「請負代金額10分の1以上」を「請負代金額10分の3以上」とし、第4条第4項、第46条の2第1項もこれに準じて割合を変更するものとする。

19. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者（専任補助者を含む。）の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置にあたっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

また、専任補助者を配置する場合にあたっては、当該企業との雇用関係及び工事現場の専任について主任技術者又は監理技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

20. 契約書作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払い条件

前金払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有り
- (2) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第34条第1項及び3項中「10分の4」を「10分の2」とし、第4項及び第5項中「10分の5」を「10分の3」とする。

22. 火災保険付保の要否 否

23. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

24. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服ある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求められることができる。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

25. 関連情報を入手するための照会窓口 6.に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方環境事務所入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方環境事務所入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7(3)2)の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から18時30分まで稼働している。
- (7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889(ナビダイヤル)
政府電子調達システムホームページアドレス <http://www.geps.go.jp/>
- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子調達システムから自動発行）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・辞退届受付票
 - ・日時変更通知書
 - ・入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書
 - ・保留通知書
 - ・取止め通知書
- (9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子調達、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。
- (10) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (11) 提出された申請書及び資料が下記のいずれかに該当する場合は、原則その申請書及び資料を無効とする。
 - ・申請書、資料の全部または一部が提出されていない場合
 - ・申請書、資料と無関係な書類である場合
 - ・他の工事の申請書、資料である場合

- ・白紙である場合
 - ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・日付に誤りがある場合
 - ・その他未提出または不備がある場合
- (13) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持って行うこと。
- (14) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。
- (15) その他不明な点についての照会先
上記 6. に同じ